

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成26年11月13日（平成26年（行情）諮問第604号），平成27年3月26日（平成27年（行情）諮問第208号）及び同月27日（同第234号）

答申日：平成28年11月21日（平成28年度（行情）答申第525号ないし同第527号）

事件名：「米主催国際掃海訓練実施報告について」等の一部開示決定に関する件

米主催国際掃海訓練実施報告書等の一部開示決定に関する件

米主催国際掃海訓練実施報告書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「実施報告」に該当するもの全て。」（以下「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成25年8月7日付け防官文第10914号、同年11月29日付け防官文第15729号及び平成26年4月18日付け防官文第5573号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」、「原処分2」及び「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、各異議申立書及び各意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 平成26年（行情）諮問第604号

ア 本件対象文書の本来の電磁的記録形式を特定し明示するとともに、当該形式による複写の交付を求める。

イ 本件対象文書をありのままのデータ形式で開示するよう求める。

ウ 複写の交付について、本件対象文書の全ての内容が複写されたものであるかの確認を求める。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら，改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

オ 原処分1で不開示とされた部分につき，当該部分に記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 平成27年（行情）諮問第208号

ア 本件対象文書の本来の電磁的記録形式を特定し明示するとともに，当該形式による複写の交付を求める。

イ 本件対象文書の電磁的記録がWord等で作成されたものであれば，その履歴情報ないし変更履歴が残されている場合があり，これについても組織共有文書に該当するので，その特定を求める。

ウ 複写の交付について，本件対象文書の全ての内容が複写されたものであるかの確認を求める。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら，改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

オ 紙媒体についても特定を求める。

カ 原処分3で不開示とされた部分につき，当該部分に記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。

(3) 平成27年（行情）諮問第234号

ア 本件対象文書の本来の電磁的記録形式を特定し明示するとともに，当該形式による複写の交付を求める。

イ 原処分2で不開示とされた部分につき，当該部分に記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。

ウ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら，改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

エ 本件対象文書の本来の電磁的記録形式が特定された場合，1ファイルであった可能性が高く，その場合，当初の開示実施手数料より安くなるはずであるから，開示実施手数料の見直しを求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件各開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，これに該当する行政文書として，本件対象文書を特定した。

平成26年（行情）諮問第604号及び平成27年（行情）諮問第234号については，法11条を適用して平成25年11月29日まで開示決定等の期限を延長した上で，同年8月7日付け防官文第10914号により，文書1，文書3及び文書4につき，同年11月29日付け防

官文第15729号により、文書2及び文書5につき、それぞれ法5条1号ないし3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分1及び原処分2）を行った。

平成27年（行情）諮問第208号については、平成26年4月18日付け防官文第5573号により、文書1ないし文書5につき、法5条1号ないし3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分3）を行った。

本件各異議申立ては、原処分1ないし原処分3に対してされたものである。

## 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙2のとおりである。

## 3 異議申立人の主張について

### (1) 平成26年（行情）諮問第604号

ア 異議申立人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」が特定されたのか不明である。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複製の交付を求める。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録形式の特定明示を求めるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

イ 異議申立人は、「情報公開の事務手続に関する国の統一指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）は、「開示の実施においては、行政文書をありのまま開示する」（23枚目）として、「原則として加工はしない」（同上）としている。従って本件対象文書の電磁的記録の開示に当たっては、当該電磁的記録をそのままのデータ形式で開示すべきである。また同様な趣旨で本件対象文書の電磁的記録の開示に当たっては、コピー等に制限をかけるセキュリティ設定等を行わずそのままのデータ形式で開示すべきである。」として、本件対象文書をありのまま開示することを求めるが、原処分1において、本件対象文書の一部を不開示としていることから、特定した電磁的記録をデータ形式のまま開示した場合、不開示とした情報が復元され、その内容が判明するおそれがあるため、開示の実施に当たっては、不開示とした部分に被覆を施し

た電磁的記録を用紙に出力し、それをスキャナにより読み取ってできたPDFファイル形式をCD-Rに複写し、かつ、コピー等に制限をかけるセキュリティ設定等を行うことなく交付したものであり、当該開示の実施の方法は適正に処理されている。

ウ 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、原処分1において、PDFファイル形式への変換による情報の欠落がないか、本件対象文書と開示した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している部分はないことを確認しており、当該開示の実施は適正に処理されている。

エ 異議申立人は、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反する」として、当該情報についても開示・不開示の判断を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで開示・不開示の判断をしなければならないような趣旨の規定はないことから、履歴情報等についての開示・不開示の判断は行っていない。

オ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条1号から3号までに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

カ 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1を維持することが適当である。

## (2) 平成27年(行情)諮問第208号

ア 異議申立人は、「本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」が特定されたのか不明である。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録形式の特定明示を求めるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

イ 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本

件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、本件対象文書の履歴情報を特定することはしていない。

ウ 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるとともに、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反する」として、当該情報についても開示・不開示の判断を求めるが、本件異議申立てがあった時点においては開示の実施の申し出がなされていないことから開示の実施が行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

エ 異議申立人は、「「行政文書」に関する国の解釈に従い」、紙媒体についても特定を求めるが、開示請求に該当する行政文書を十分に探索した結果、本件対象文書を特定したものであり、文書3は紙媒体を保有しておらず、文書1、文書2、文書4及び文書5については、紙媒体を特定している。

オ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条1号ないし3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

カ 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分3を維持することが適当である。

### (3) 平成27年(行情)諮問第234号

ア 異議申立人は、「本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」が特定されたのか不明である。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。」として、本来の電磁的記録形式の特定明示を求めるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

イ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分に

については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、その一部が上記2のとおり同条1号ないし3号に該当することから、当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ウ 異議申立人は、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複製の交付は、法に反する」として、当該情報についても開示・不開示の判断を求めるが、異議申立てがあった時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複製の交付も行われていない。

エ 異議申立人は、「本件対象文書が本来の電磁的記録の場合、1ファイルであった可能性が高い。その場合、当初の開示実施手数料より安くなるはずである。」として、開示実施手数料の見直しを求めるが、原処分2において本件対象文書は適正に特定されており、開示実施手数料についても適正に処理されている。

オ 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分2を維持することが適当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成26年（行情）諮問第604号、平成27年（行情）諮問第208号及び同第234号を併合の上、調査審議を行った。

- ①平成26年11月13日 諮問の受理（平成26年（行情）諮問第604号）
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③同月27日 審議（同上）
- ④同年12月16日 異議申立人から意見書を収受（同上）
- ⑤平成27年3月26日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第208号）
- ⑥同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑦同月27日 諮問の受理（平成27年（行情）諮問第234号）
- ⑧同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑨同年4月9日 審議（平成27年（行情）諮問第208号及び同第234号）
- ⑩同月28日 異議申立人から意見書1及び意見書2を収受（平成27年（行情）諮問第208号）
- ⑪平成28年10月20日 本件対象文書の見分及び審議

⑫同年11月17日 平成26年（行情）諮問第604号，平成27年（行情）諮問第208号及び同第234号の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件各開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書を特定した上で，その一部を法5条1号，2号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，異議申立人は本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録及び紙媒体の特定並びに不開示部分の開示等を求めており，諮問庁は原処分を維持することが適当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁は，次のとおり説明する。

ア 本件対象文書は，米軍主催の国際掃海訓練（以下「本件訓練」という。）の成果等について，本件訓練に派遣された部隊の指揮官である海上自衛隊第51掃海隊司令から海上幕僚長に報告された文書であり，かがみである文書1とその別冊である文書2ないし文書5によって構成されている。

イ 文書3を除く文書は，いずれも紙媒体によって海上自衛隊第51掃海隊より海上幕僚監部に送付されたものであり，そのうち文書2，文書4及び文書5については，海上幕僚監部において当該紙媒体の文書をスキャナで読み取って保存していたためPDFファイル形式の電磁的記録を併せて保有しているが，それ以外の電磁的記録は保有していない。

また，文書3は，本件訓練の一環として実施された国際掃海シンポジウムにおける参加各国等の発表資料をまとめたものであり，本件訓練の実施後に海上自衛隊第51掃海隊の担当者が米軍の担当者からPDFファイル形式の電磁的記録により受領し，当該形式のまま海上幕僚監部に送付したものであり，それ以外の電磁的記録及び紙媒体は保有していない。

ウ 本件開示請求及び異議申立てを受けて，海上幕僚監部担当課の机，書棚，書庫及びパソコン上のファイル等を探索したが，本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録及び文書3の紙媒体の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ，文書1には公印の

押印や手書きの部分等があることから、紙媒体の文書であると認められる。また、上記（１）イの諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえず、ほかに本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録及び文書３の紙媒体の存在をうかがわせる事情も存しない。

さらに、上記（１）ウの探索の範囲、方法が不十分であるともいえない。

- （３）したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録及び文書３の紙媒体）を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### ３ 不開示部分の不開示情報該当性について

#### （１）法５条１号該当性について

別紙２の番号６３，６６，６８，７０，７２，７５，７７，７９，８１，８３，８５及び１０５に掲げる部分は、自衛官、自衛官以外の行政機関の職員、外国軍人及び民間人の写真の顔部分である。

当該部分は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法５条１号ただし書該当性を検討するに当たり、写真の顔部分を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級のものを指す。）の顔写真については公にする慣行があるとのことであった。そうすると、当該部分のうち自衛官の写真については、将官以外の自衛官の写真であるため、法５条１号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

また、自衛官以外の行政機関の職員について、諮問庁をして当該行政機関に確認させたところ、当該職員の写真の顔部分を公にする慣行はないとのことであり、外国軍人及び民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情はないことから、いずれも法５条１号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

さらに、写真の顔部分は、個人識別部分であり法６条２項による部分開示の余地もないので、不開示とすることが妥当である。

#### （２）法５条２号該当性について

別紙２の番号５６（「搭載日数」欄を除く。）及び１０８に掲げる部分には、海上自衛隊の掃海艦が海外の寄港地において食料品を調達する際の契約代理店や納入業者の法人名が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊による掃海活動に反対の意見を有する勢力による営業妨害や攻撃等を誘発する可能性も

否定できないことから、当該法人による今後の営業活動に支障を生じさせるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 法5条3号該当性について

ア 自衛隊及び他国軍の行動等に関する情報

別紙2の番号1, 4, 9, 11, 12, 14, 16, 18, 24ないし27, 29, 31, 32ないし37, 41, 43, 61, 69, 71, 73, 78, 82, 86, 87, 89, 90, 92, 93, 95, 98, 99, 110, 113及び115に掲げる部分には、自衛隊の行動、運用、教育・訓練、指揮系統、通信システム、装備品及び情報収集等並びに他国軍の組織・編成、行動、運用、訓練、通信、情報システム、所見及び装備品等に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の行動、運用要領、教育・訓練の内容及び練度、指揮統制要領、通信の手法及び内容、装備品の機能及び性能並びに情報収集の能力及び態勢等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあるととも、我が国と当該他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 他国軍に関する情報

別紙2の番号2, 6ないし8, 10, 13, 15, 17, 20, 28, 39, 49, 58, 64, 65, 67, 74, 76, 80, 84, 88, 91, 94, 100, 104, 106及び109に掲げる部分には、他国軍の組織・編成、行動、運用、訓練、通信、情報システム、所見、装備品並びに掃海部隊の運用及び情報関心等に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国と当該他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、原処分2においては、別紙2の番号84のうち、139ページが不開示とされていないため、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本来は不開示とすべきところ、原処分2の際に当該部分を不開示とすることを失念したものであるから、今後、行政手続法13条1項1号イの規定に基づく聴聞を経た上で、当

該部分を不開示とする変更処分を行う予定である旨説明する。当該部分の見分結果を踏まえると、不開示とすることを失念した旨の諮問庁の説明は首肯できるから、原処分2において当該部分が不開示とされていないことは、上記判断を左右しない。

ウ 自衛隊の指揮通信に関する情報

別紙2の番号3, 40, 42, 44ないし48, 50ないし52, 96, 97, 112及び114に掲げる部分には、自衛隊の指揮系統、通信システム等に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、通信の手法及び内容等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 自衛隊の行動、運用、教育・訓練に関する情報

別紙2の番号5, 19, 22, 23, 38, 53, 55, 56（「契約代理店」欄を除く。）、57, 59, 60, 62, 101, 103, 107及び111に掲げる部分には、自衛隊の行動、運用、教育・訓練に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分のうち、別紙2の番号57に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、自衛隊の行動、運用要領、並びに教育・訓練の内容及び練度等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙2の番号57に掲げる部分には、本件訓練への派遣中に医官等から治療を受けた自衛官の人数の診療科目ごとの内訳が記載されているにすぎず、これを公にしても、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

オ 自衛隊の装備品に関する情報

別紙2の番号21, 30, 54及び102に掲げる部分には、自衛隊の装備品等に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の機能、性能等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分は同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1 (本件対象文書)

文書 1 米主催国際掃海訓練実施報告について(報告) (5 1 掃隊第 2 4 3 号。  
2 4 . 1 1 . 2 2 ) (かがみ)

文書 2 米主催国際掃海訓練実施報告書 (5 1 掃隊第 2 4 3 号 (2 4 . 1 1 .  
2 2 ) 別冊第 1 )

文書 3 国際掃海シンポジウム発表資料(米主催国際掃海訓練) (5 1 掃隊第  
2 4 3 号 (2 4 . 1 1 . 2 2 ) 別冊第 2 )

文書 4 外国港湾調査記録(米主催国際掃海訓練) (5 1 掃隊第 2 4 3 号 (2  
4 . 1 1 . 2 2 ) 別冊第 3 )

文書 5 米主催国際掃海訓練派遣時の気象記録, 概況等 (5 1 掃隊第 2 4 3 号  
(2 4 . 1 1 . 2 2 ) 別冊第 4 )

※ 原処分 1 は文書 1 , 文書 3 及び文書 4 を, 原処分 2 は文書 2 及び文書 5 を,  
原処分 3 は文書 1 ないし文書 5 をそれぞれ対象として行われたものである。

別紙 2（不開示とした部分及び理由）

1 文書 2

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	目次の 2 枚目	別紙第 8 から別紙第 10 までの項目名の一部	行動等（防衛省・自衛隊の行動，運用及び教育・訓練をいう。以下同じ。）及び他国軍の組織・行動・通信等（他国軍の組織・編成，行動，運用，訓練等並びに他国との通信及び情報システムをいう。以下同じ。）に係る情報であって，これを公にした場合，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため，法 5 条 3 号に該当し，不開示とした。
2	目次の 2 枚目	別紙第 16 の項目名の一部	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって，これを公にした場合，我が国と他国との安全保障上の関係を損ない，信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため，法 5 条 3 号に該当し，不開示とした。
3	目次の 2 枚目	別紙第 20 の項目名の一部	指揮通信等（防衛省・自衛隊の指揮系統，通信システム等をいう。以下同じ。）に係る情報であって，これを公にした場合，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため，法 5 条 3 号に該当し，不開示とした。
4	1 ページ	1 全般の本文の一部	行動等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって，これを公にした場合，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに，我が国と他国との安全保障上の関係を損ない，信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため，法 5 条 3 号に該当し，不開示とした。
5	2 ページ	2（2）目的の本	行動等に係る情報であって，これを公

		文の一部	にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
6	3・4ページ	2(4)参加国の一部	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	5ページ	2(6)訓練統制官等の本文(注釈を含む。)の一部	
7	6ページ	3(4)アの本文の一部	他国軍の所見等(他国軍、政府等の所見等をいう。以下同じ。)に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
8	6ページ	3(4)イ(イ)の本文(見出しを含む。)の一部	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	6ページ	3(4)イ(オ) Capabilities Briefsの一部	
	7ページ	3(4)イ(カ) Diving Safety TTTの本文の一部	
9	7ページ	3(4)イ(ケ) 通信関連訓練等の本文の一部	指揮通信等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

10	8ページ	3(4)ウ(ア) 錨泊艦横付の本文の一部	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	8ページ	3(4)ウ(エ) EOD訓練の本文の一部	
11	8ページ	3(4)ウ(オ) PUBEX, 発光信号の本文の一部	行動等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
12	11ページ	3(4)エ(ア) b 状況想定の本 文の一部	他国軍の組織・行動・通信等及び装備品等の機能等(防衛省・自衛隊の現有及び将来装備品等の機能, 性能, 構造, 材質等をいう。以下同じ。)に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
13	11・1 2ページ	3(4)エ(イ) の見出しの一部及 び本文の全て	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	12ページ	3(4)エ(ウ) 掃海訓練時の水路 等の本文及び図の 一部	
14	12・1 3ページ	3(4)エ(エ) の見出しの一部及 び本文(注釈を含 む。)の全て	行動等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれが

			あるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
15	13ページ	3(4)エ(オ)脅威の見積り等の本文の一部	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
16	13ページ	3(4)エ(カ)海底の状況の本文の一部	行動等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	13・14ページ	3(4)エ(キ)作戦指針(OPDIR)の本文(注釈を含む。)の一部	
	14・15ページ	3(4)エ(ク)任務命令(OPTASK NMW)の本文及び表(注釈を含み、見出しを除く。)の全て	
	16ページ	3(4)エ(ケ)初期割当水路の本文及び図の全て	
	16ページ	3(4)エ(コ)の本文(見出しを含む。)の一部	
17	16・17ページ	3(4)エ(サ)FAC対処の本文の一部	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

18	17ページ	3(4)オ(イ)の本文(見出しを含む。)の一部	行動等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	17ページ	3(4)オ(ウ)EOD研修の本文の一部	
19	18ページ	4(1)全般の本文の一部	行動等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	19ページ	4(2)事前準備の本文の一部	
	19・20ページ	4(3)ア 航行計画等の本文の一部	
	21ページ	4(3)イ 航行諸訓練の本文の一部	
20	21ページ	4(3)ウ マレーシア海軍士官乗艦実習の一部	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
21	21ページ	4(3)エ その他の本文の全て	行動等及び装備品等の機能等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
22	21・22ページ	4(4)不測事態対処訓練の本文の一部	行動等及び組織等(防衛省・自衛隊の組織、定員、現員等をいう。以下同じ。)に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

2 3	2 2 ページ	4 (7) ア 全般の本文の一部	行動等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
2 4	2 3・2 4 ページ	4 (7) イ 訓練海面の本文（注釈を含む。）の一部及び図の全て	行動等、情報資料等（防衛省・自衛隊が収集・処理した情報若しくは情報資料又は防衛省・自衛隊の情報資料に関する体制、態勢、計画、知識等に係る情報をいう。以下同じ。）及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
2 5	2 4・2 5 ページ	4 (7) ウ (ア) 国際掃海シンポジウムの本文の一部	装備品等の機能等及び他国軍の所見等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
2 6	2 5 ページ	4 (7) ウ (イ) 事前・事後会議及び分科会の本文の一部	行動等、指揮通信等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
2 7	2 6 ページ	4 (7) オ (ア) 全般の本文の一部	指揮通信等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公

			にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
28	26ページ	4(7)オ(イ) 錨泊艦横付の一部	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
29	26・27ページ	4(7)オ(ウ) PUBEXの本文の一部	行動等、指揮通信等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
30	27ページ	4(7)オ(オ) ソーナー・コンディション・チェック(SCC)の本文(注釈を含む。)の一部	行動等、情報資料等及び装備品等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
31	28ページ	4(7)カ(ア) 全般の本文の一部	行動等、指揮通信等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

3 2	2 8～3 0 ページ	4 (7) カ (イ) の本文（見出しを 含む。）の一部、 図及び表（見出し を除く。）の全て	行動等、情報資料等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
3 3	3 0～3 2 ページ	4 (7) カ (ウ) 探知、処分状況の 本文（注釈を含 む。）の一部及び 表（見出しを除 く。）の全て	行動等、情報資料等、他国軍の組織・行動・通信等及び装備品等の機能等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
3 4	3 2 ペー ジ	4 (7) カ (エ) 各艦のA、B等の 本文の一部及び表 の全て	行動等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	3 2 ペー ジ	4 (7) カ (オ) B A T T L E R H Y T H M 及び報 告の本文の一部	
3 5	3 2 ペー ジ	4 (7) カ (カ) MDAの設定者の 本文の全て	行動等、指揮通信等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
3 6	3 2・3	4 (7) カ (キ)	行動等及び他国軍の組織・行動・通信

	3 ページ	水路の区分の本文の全て	等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
37	33～36 ページ	4(7)カ(ク)の本文(見出しを含む。)の一部並びに図及び表の全て	行動等、情報資料等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
38	36 ページ	4(7)カ(ケ)の本文(見出しを含む。)の一部	行動等及び装備品等の機能等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
39	36 ページ	4(7)カ(コ)の本文(見出しを含む。)の一部	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
40	36 ページ	4(7)カ(サ)の本文(見出しを含む。)の一部	行動等及び指揮通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	37 ページ	4(7)キ(ア)の本文(見出しを含む。)の一部	
	37 ページ	4(7)キ(イ)の本文(見出しを含む。)の全て	

4 1	3 8 ページ	4 (7) ク (ア) の本文の全て	<p>行動等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。</p>
	3 8 ページ	4 (7) ク (イ) の本文の全て	
4 2	3 8 ・ 3 9 ページ	4 (8) イ 気象資料の入手先の本文の一部	<p>行動等及び指揮通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。</p>
4 3	3 9 ページ	4 (9) ア 全般の本文の一部	<p>行動等、指揮通信等、他国軍の組織・行動・通信等及び装備品等の機能等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。</p>
4 4	3 9 ・ 4 0 ページ	4 (9) イ (ア) の本文（見出しを含む。）の一部	<p>指揮通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。</p>
	4 0 ページ	4 (9) イ (イ) の本文（見出しを含む。）の一部	
4 5	4 0 ページ	4 (9) イ (ウ) の本文（見出しを含む。）の全て	<p>行動等、指揮通信等及び装備品等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。</p>
4 6	4 0 ・ 4 1 ページ	4 (9) イ (エ) の本文（見出しを	<p>指揮通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任</p>

		含む。)の全て	務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
47	41ページ	4(9)イ(オ)の本文(見出しを含む。)の一部	行動等、指揮通信等及び装備品等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
48	41ページ	4(9)ウ 部隊間通信・通信中継の本文の全て	指揮通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
49	41ページ	4(9)エ 国際掃海訓練時の通信の本文の一部	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
50	41ページ	4(9)エ(ア)無線通信の本文の一部	行動等、指揮通信等及び装備品等の機能等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
51	41・42ページ	4(9)エ(イ)電報処理の本文の全て	行動等及び指揮通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
52	42ページ	4(9)ク その他の本文の一部	指揮通信等及び装備品等の機能等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示と

			した。
5 3	4 4・4 5 ページ	4 (1 2) ア 洋 上補給の本文の一 部	行動等及び装備品等の機能等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
5 4	4 5 ページ	4 (1 2) イ 造 修整備の本文の一 部	装備品等の機能等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
5 5	4 6 ページ	4 (1 2) ウの一 番目の(イ)の本 文(見出しを含 む。)の一部	行動等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
5 6	4 6・4 7 ページ	4 (1 2) ウ (ウ)の糧食の表 の一部	法人に関する情報であり、これを公にした場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号に該当するとともに、行動等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
5 7	4 7 ページ	4 (1 2) オ 医 務・衛生の表の一 部	行動等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
5 8	4 8 ページ	4 (1 3) 広報の 表の一部	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

59	48・49ページ	4(14)ア 参加態様の本文(注釈を含む。)の一部	行動等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
60	49・50ページ	4(14)イ 派遣部隊司令部の本文及び表(見出しを除く。)の全て	行動等及び組織等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
61	51ページ	訓練海面の図の一部	行動等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	52ページ	各水路の名称・位置等の図(見出しを除く。)の全て	
	53～55ページ	米主催国際掃海訓練組織図の図(見出しを除く。)の全て	
62	56～70ページ	経過概要：進出・帰投の表の一部	行動等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
63	76ページ	一部の者の写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別できないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
64	78～80ページ	懇談資料の標題を除く全て	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

65	81・82ページ	日本・マレーシア 幕僚間交流時の発言（聞き取り）の本文（見出しを含む。）の一部	他国軍の組織・行動・通信等及び他国軍の所見等に係る情報であって、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
66	82ページ	写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別できないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
67	86～88ページ	表敬訪問時の発言（聞き取り）の本文の一部	他国軍の組織・行動・通信等及び他国軍の所見等に係る情報であって、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
68	86, 88～92ページ	一部の者の写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別できないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
69	92～94ページ	表敬訪問時の発言（聞き取り）の本文の一部	行動等、他国軍の組織・行動・通信等及び他国軍の所見等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
70	96・97ページ	一部の者の写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別できな

			いが，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。
7 1	9 8・9 9 ページ	1 0 (4) 実施内容等の本文の一部	情報資料等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって，これを公にした場合，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに，我が国と他国との安全保障上の関係を損ない，信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため，法5条3号に該当し，不開示とした。
7 2	9 9・1 0 0 ページ	一部の者の写真の顔部分	個人に関する情報であり，これを公にした場合，特定の個人を識別することができ，又は特定の個人を識別できないが，なお個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。
7 3	1 0 2～ 1 0 4 ページ	表敬訪問時の発言（聞き取り）の本文の一部	情報資料等，他国軍の組織・行動・通信等及び他国軍の所見等に係る情報であって，これを公にした場合，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに，我が国と他国との安全保障上の関係を損ない，信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため，法5条3号に該当し，不開示とした。
7 4	1 0 5 ページ	クウェート（シュワイク）寄港地行事等の概要の本文の一部	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって，これを公にした場合，我が国と他国との安全保障上の関係を損ない，信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため，法5条3号に該当し，不開示とした。
7 5	1 0 5・ 1 0 7 ページ	一部の者の写真の顔部分	個人に関する情報であり，これを公にした場合，特定の個人を識別することができ，又は特定の個人を識別できないが，なお個人の権利利益を害するお

			それがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
76	109・110ページ	表敬訪問時の発言（聞き取り）の本文の一部	他国軍の所見等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
77	109, 111～115ページ	一部の者の写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別できないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
78	116～119ページ	表敬訪問時の発言（聞き取り）の本文の一部	行動等及び他国軍の所見等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
79	118, 126～128ページ	一部の者の写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別できないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
80	129ページ	表敬訪問時の発言（聞き取り）の本文の一部	他国軍の所見等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	130ページ	アラブ首長国連邦（UAE）（ドバイ）寄港行事等の概要の本文の一部	
81	130～	一部の者の写真の	個人に関する情報であり、これを公に

	132ページ	顔部分	した場合、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別できないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
82	133・134ページ	表敬訪問時の発言の本文の一部	行動等及び他国軍の所見等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	135ページ	2(4)南部コマンド参謀長発言の要旨の本文の全て	
83	134～136ページ	写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別できないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
84	138・139ページ(※1)	経過概要の表の一部(※2)	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
85	140～143ページ	写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別できないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
86	142・143ページ	表敬訪問時の発言(聞き取り)の本文の一部	行動等及び他国軍の所見等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関

			係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
87	144ページ	経過概要：米主催国際掃海訓練（UNDERWAY PHASE）の表の一部	行動等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
88	145～148ページ	国際掃海シンポジウムの発表項目・要旨等の表及び本文の一部	他国軍の所見等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	149ページ	参加国等一覧の表（見出しを除く。）の全て	
	150・151ページ	「機雷敷設に関する法規（The Law of Naval Mining）」の本文の一部	
89	152ページ	本訓練に使用した訓練機雷の種類 の本文及び図の全て	行動等、他国軍の組織・行動・通信等及び装備品等の機能等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
90	153～160ページ	見出しの一部及び本文の全て	行動等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果

	161～ 164ページ	見出しの一部及び 本文の全て	的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	165～ 167ページ	見出しの一部並び に本文及び表（見 出しを除く。）の 全て	
91	168ページ	SCAN EAG LEの発艦・回収 装置及び画像例の 本文及び図の全て	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
92	169～ 186ページ	HOTWASH UPの本文及び図 の全て	行動等、指揮通信等、他国軍の組織・行動・通信等及び他国軍の所見等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
93	187～ 190ページ	FIRST IM PRESSION REPORTの本 文の全て	行動等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
94	191～ 212ページ	HMS「ATHE RSTONE」研 修結果の本文及び 図の一部並びに表 の全て	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	213～	題名の一部	

	226ページ	本文，図及び表の全て	
	227～235ページ	題名の一部 本文，図及び表の全て	
95	236～238ページ	派遣期間中の通信設定状況の本文，図及び表の全て	行動等，指揮通信等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって，これを公にした場合，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに，我が国と他国との安全保障上の関係を損ない，信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため，法5条3号に該当し，不開示とした。
96	239・240ページ	各衛星通信系の送受信状況の本文，図及び表の全て	行動等及び指揮通信等に係る情報であって，これを公にした場合，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため，法5条3号に該当し，不開示とした。
97	241・242ページ	題名，本文及び図の全て	指揮通信等に係る情報であって，これを公にした場合，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため，法5条3号に該当し，不開示とした。
98	243～247ページ	C/Sの要請要領の本文の全て	行動等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって，これを公にした場合，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに，我が国と他国との安全保障上の関係を損ない，信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため，法5条3号に該当し，不開示とした。
99	248～251ページ	進出・帰投時に行き合った外国軍艦等のリストの表の全て	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって，これを公にした場合，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに

			に、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
100	252ページ	要人との楯等の交換状況の写真及び本文の一部	他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
101	255ページ	補給実績の表の全て	行動等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
102	256～260ページ	故障欠損状況の見出しの一部及び表の全て	行動等及び装備品等の機能等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
103	261～263ページ	搭載物件の見出しの一部並びに本文及び表の全て	行動等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

※1 原処分2では「138」

※2 原処分2では「経過概要の表及び本文の一部」

## 2 文書3

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
104	資料1-1 (スライドにノート部分有り) (2～16枚目)	スライド及びノートの全て	米主催国際掃海訓練に参加した他国の軍から公にすることを前提とせず取得した当該他国の軍の掃海部隊の運用又は情報関心に関する情報であり、これを公にした場合、当該他国と我が国の安全保障上
	資料1-2 (スライドにノート部分有り)		

	(17～32枚目) 資料1-3 (スライドにノート部分有り) (33～79枚目)		の関係を損ない、我が国と他国との信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
105	資料1-4 (スライドにノート部分有り) (80～98枚目)	1ページ及び18ページのスライドの顔写真	個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別できないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
106	資料1-5 (スライドにノート部分有り) (99～149枚目)	スライド及びノートの全て	米主催国際掃海訓練に参加した他国の軍から公にすることを前提とせず取得した当該他国の軍の掃海部隊の運用又は情報関心に関する情報であり、これを公にした場合、当該他国と我が国の安全保障上の関係を損ない、我が国と他国との信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	資料1-6 (スライドのみ) (150～178枚目)	スライドの全て	
	資料1-7 (スライドのみ) (179～186枚目)		
	資料2-1 (スライドのみ) (187～214枚目)		
	資料2-2 (スライドのみ) (215・216枚目)		
	資料2-3 (スライドにノート部分有り)	スライド及びノートの全て	

	(217～236枚目)		
	資料2-4 (スライドのみ) (237～248枚目)	スライドの全て	
	資料2-5 (スライドのみ) (249～260枚目)		
	資料2-6 (スライドのみ) (261～275枚目)		
	資料2-7 (スライドにノート部分有り) (276～318枚目)	スライド及びノートの全て	
	資料2-8 (スライドのみ) (319～334枚目)	スライドの全て	
	資料2-9 (スライドのみ) (335～352枚目)		

### 3 文書4

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
107	7ページ	6(5)イ及びウの本文の全て	艦艇への物資の補給等に係る情報であって、これを公にした場合、海上自衛隊の艦艇の運用要領、能力等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
	24ページ	4(2)の本文の全て	
	36ページ	5(2)イの本文の一部	
	41ページ	6(2)及び	

	ー ジ	(3)の本文の一部	
	113 ページ	6(6)イ及びウ の本文の全て	
108	8ペー ジ	6(5)カの本文 の全て	海外における物資の補給等に関わる法人 に関する情報であり、これを公にした場 合、当該法人の権利、競争上の地位その 他正当な利益を害するおそれがあるた め、法5条2号に該当し、不開示とし た。
	24ペ ー ジ	4の本文(1) 以下を除く。)の 一部	
	25ペ ー ジ	4(5)の本文の 一部	
	39ペ ー ジ	5(5)イ(ア) の本文及び参考の 一部	
	40ペ ー ジ	5(5)イ(エ) の写真の全て	
	42ペ ー ジ	6(6)の本文の 全て	
	114 ページ	6(6)カの本文 の全て	
109	38ペ ー ジ	5(5)アの本文 の一部	他国の軍の行動に関する情報であり、こ れを公にした場合、我が国と当該他国と の信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあ るため、法5条3号に該当し、不開示と した。

#### 4 文書5

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
110	1・2 ページ	1 気象資料の本 文の一部	行動等、指揮通信等、情報資料等及び他 国軍の組織・行動・通信等に係る情報で あって、これを公にした場合、防衛省・ 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生 じさせるおそれがあるとともに、我が国 と他国との安全保障上の関係を損ない、 信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがある ため、法5条3号に該当し、不開示とし た。
	8ペー ジ	3(1)の図の全 て(見出しを含 む。)	
	9ペー ジ	3(2)の本文の 一部	
	9・1 0ペー ジ	3(3)の本文の 全て	

	ジ		
1 1 1	1 8 ページ	4 (1 3) チャンギ出港～勝連入港の本文の一部	行動等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
1 1 2	2 3 ページ	1 J S D F 統合気象システム J W S 配信資料の表（各号の本文を含む。）の一部	行動等及び指揮通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
1 1 3	2 4 ページ	3 米海軍の表の一部	指揮通信等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
1 1 4	2 6 ・ 2 7 ページ	別紙第2の全て	指揮通信等及び情報資料等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
1 1 5	3 5 ～ 3 9 ページ	日別気象記録（観測時間は現地時間09時）の表の一部	行動等、指揮通信等及び他国軍の組織・行動・通信等に係る情報であって、これを公にした場合、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるとともに、我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

(注) 「不開示とした部分」のページ番号は、各文書の右上部に記載のページ番号を示す。ただし、「枚目」については、文書3の表紙から続く通しの枚数を示す。

別紙 3（開示すべき部分）

文書	具体的箇所
文書 2	4（12）（47ページ）オ 医務・衛生の表の不開示部分の 全て

（注）「具体的箇所」のページ番号は、文書の右上部に記載のページ番号を示す。